附　則

（施行期日）

1　この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定　平成三十一年四月一日

二　第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定　平成三十一年九月一日

（経過措置）

2　この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

3　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十四号中「第五十条第四項」の下に「（これらの規定を同法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎